



# 夏季死亡災害ゼロ101日運動通信

【運動期間：令和5年6月1日～令和5年9月9日】

令和5年  
5月号

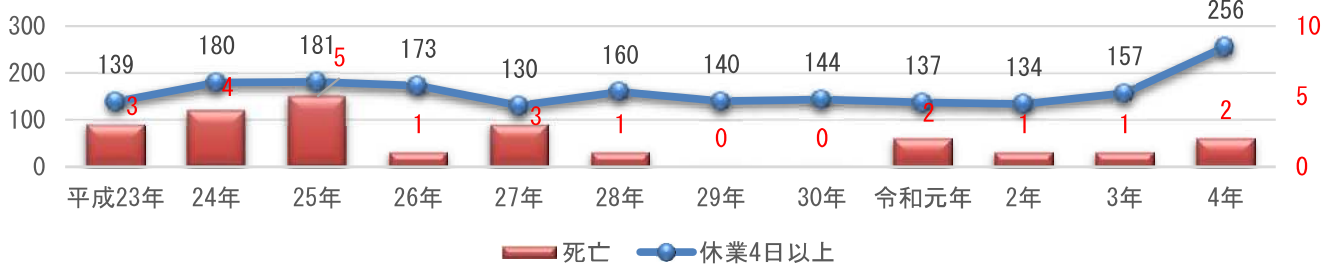
## 令和4年の労働災害発生状況が確定しました～労働災害の特徴を自社・自身の災害防止の御参考にしてください～

令和4年に発生した休業4日以上の労働災害による死傷者は256人（新型コロナウイルス感染症に係るものを除くと151人）となり、前年と比較して+99人（+63.1%）となりました。このうち、死亡労働災害は2人発生しました（前年比+1人）。

死傷者数は長期的に減少傾向にあり、記録が残る平成5年以降では平成7年の264人をピークに平成27年には過去最少の130人となり、その後増加に転じてから横ばい推移していましたが、令和4年は全国的な新型コロナウイルス感染症の影響が当署管内にも波及し、当該感染症に係る労働災害の多発も影響して労働災害が大幅な増加となり、26年前の平成8年の254人を超えて減少傾向の初期に後戻りする状況となりました。

業種別では、商業と建設業などで減少したものの、製造業は微増し、保健衛生業と道路貨物運送業は大幅な増加となりました。

### 労働災害発生状況の推移

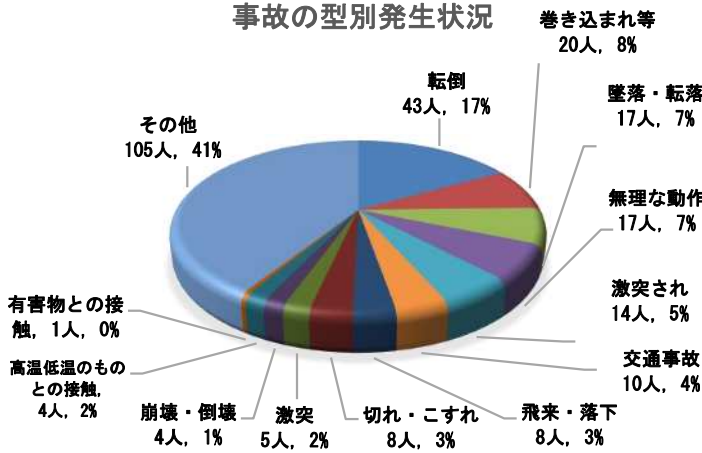


事故の型別では、新型コロナウイルス感染症が含まれる「その他」が突出して高いほか、「転倒」「はさまれ・巻き込まれ」「墜落・転落」「動作の反動・無理な動作」「激突され」「交通事故」などの順で多く発生しています。

経験年数別では、経験10年未満が6割を占めています。

年齢別では、10代：3人、20代：33人、30代：35人、40代：60人、50代：63人となり、さらに退職に伴い労働人口が減少していく60代以降でも、60代：50人、70代：11人、80代：1人となっており、年代の増加に伴って労働災害も増加する傾向が見られます。

### 事故の型別発生状況



### 【労働災害のポイント】

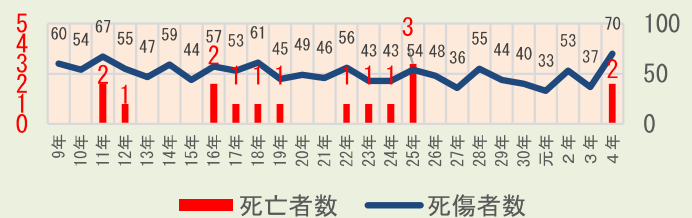
- 新型コロナウイルス感染症対策の徹底
- 「STOP!転倒プロジェクト」による転倒対策の推進
- 回転する機械への安全カバーの取付け、掃除・点検・修理の際の機械の停止の徹底
- 高さ2m以上では墜落防止対策の準備と徹底
- 腰痛等の対策として、準備体操の実施
- 経験の短い者への十分な安全教育の実施
- エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）に基づく、ハード対策、ソフト対策などの実施

## 夏季死亡災害ゼロ101日運動がまもなくはじまります

令和5年6月1日から「夏季死亡災害ゼロ101日運動」が展開されます。8年連続で運動期間中の死亡災害ゼロを達成しておりましたが、昨年度は2人発生しました。

死亡労働災害を含め、労働災害を防止するためには、作業を行う場所に潜む危険及び作業に伴う危険を把握し、事前に危険の芽を摘むことが重要となりますので、危険有害要因の把握を十分に行いましょう。

### 夏季死亡災害ゼロ101日運動・年別発生状況



※死亡者数については、これまで公表していた数値から、点検結果を踏まえて一部修正しております。



## 熱中症予防対策の取り組みをお願いいたします

職場における熱中症予防のため、厚生労働省では、毎年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各種の取組を推進しているところです。しかしながら、昨年（令和4年）の全国での熱中症による休業4日以上の上業務上疾病者数は、死傷者数（805人）と死亡者数（28人）ともに前年から4割増加しました。熱中症は死亡に至る可能性があるものです。キャンペーンの実施要綱を確認していただき、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」への積極的な取り組みをお願いいたします。



熱中症を防ぐために知っておきたいこと  
熱中症予防のための情報・資料サイト



「STOP! 熱中症! 職場の熱中症をゼロに  
職場における熱中症予防情報

📄 リフレットと実施要綱もあります

## 令和5年度から始まる・変わる安全関係のルールについて

詳しくは、厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

### 1. 足場からの墜落・転落災害防止対策が充実されます

令和5年10月1日～  
令和6年4月1日～

#### (1) 労働安全衛生規則の改正

- ◆ 一側足場の使用範囲の明確化
- ◆ 足場の点検時の点検者の指名の義務付け
- ◆ 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

#### (2) 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱も規則改正にあわせて改正

### 2. 貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策が充実されます

令和5年10月1日～  
(一部は令和6年2月1日～)  
告示は令和6年2月1日～

- ◆ 昇降設備の設置及び保護具の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大（例、5t→2t）
- ◆ 特別教育の義務化（テールゲートリフターの操作）
- ◆ 運転位置から離れる場合の措置の一部改正
- ◆ その他

### 3. ボイラーと第一種圧力容器

令和5年4月1日～

- ◆ 認定を受けている一部のボイラーと第一種圧力容器の性能検査時に事業者の自主検査結果が活用可能に
- ◆ 移動して用いる第一種圧力容器を整理

### 4. 定期自主検査指針が改正されました

令和5年3月31日～

フォークリフト・ショベルローダー等・不整地運搬車・車両系建設機械・高所作業車の各定期自主検査指針が改正されました。

技術革新によって構造が変化した機械の検査が困難な場合等があることに伴い、これらの機械を含めた定期自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、定期自主検査の検査項目、検査方法及び判定基準等を改めたものです。

- (1) 電子制御式のエンジンに対応する測定方法の追加
- (2) 燃料噴射装置の検査方法の見直し
- (3) かじ取り車輪等の検査方法の見直し
- (4) 電気式のパワーステアリング装置の検査方法の追加
- (5) 駐車ブレーキの検査方法の見直し
- (6) 機械の構造の変化に伴う各種検査方法の見直し

### 5. 免許試験に係る手数料の額が見直されました

令和5年4月1日～

## 労働災害発生状況（令和5年分（令和5年3月末現在））

- ◆ 令和5年3月末現在の休業4日以上労働災害発生件数は48人で、急増した前年と比べてさらに+17人（+54.8%）となっています。
- ◆ 事故の型別では、「転倒」が20人で全体の42%を占めており、次いで「墜落・転落」「崩壊・倒壊」「その他」が各5人（10%）などとなっています。
- ◆ 業種別では、製造業が13人と最多で、次いで建設業が8人、運輸業が7人、商業が5人、保健衛生業と接客娯楽業が各4人などとなっています。

【災害事例】 ◆ 畑整備工事において、伐倒した木を重機で掴んで、次の玉切り作業場所へ移動させていた際に、掴んだ木が作業員に接触した。◆ スキッドステアローダーの故障復旧作業後に、前方から乗り込もうとした際、足元のバケット操作ペダルを踏んでしまい、バケットが下がり、車体との間に腰を挟まれた。◆ 民家橋梁工事現場で、小型ドラグ・ショベルのバケットが届かないためキャタを片側に乗り上げたところ、横転した。◆ 積地で荷の積み込み後、下掛けシート養生をし、本シート掛け中、シートで見えなかった荷の隙間に足が入り、地面に墜落した。◆ 急斜面にある斜めの木を伐倒した際、足が伐倒方向の沿線上に近かったことと追い口切りをしすぎたため、伐根の裂けた部分が足に当たった。

## 【担当者から】 地方産業安全専門官 鈴木徹

4月1日より一関署に赴任しました、鈴木と申します。今年一年よろしくお願いいたします。

（今年度、一関署には鈴木が4人いますので、“安全衛生の鈴木”または“専門官の鈴木”などをお願いします。）

新年度が始まり、新入社員の入社、部署や係の変更・配置換え、立場の変更等、多くの方が新しい環境になっていると思います。これから末永い職業生活を安全に進めるために、初めの段階である「今」、十分な安全衛生教育をお願いします。また、危険予知活動や指差呼称による注意行動の普及・徹底もよろしくお願いいたします。